

輸入公表三の七に基づく貨物(種の保存法に係る国内希少野生動植物種)の輸入に関する確認について

輸入注意事項 6 第 2 号(H6.3.1)

最終改正：令和3年12月8日付け・輸入注意事項2021第19号

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。）を除く。

2 提出書類

- (1) 別紙様式による確認申請書 2通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。） 1通
- (3) 輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、当該貨物を輸出する国又は地域の同条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書又は再輸出証明書（以下「輸出許可書等」という。）の写し 2通

3 提出先

貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

〔別紙様式〕

輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

申請年月日

以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。

貨物の詳細	(和名)	(輸入数量)
	(学名)	
輸出者名 及び住所		
輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (発行国／輸出許可書等番号) (附属書番号及びソースコード) (原産国)		

上記の輸入について確認する。

輸入申告をする際には本確認書を税関に提示し確認を受け、輸入通関後1月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、野生動植物貿易審査室宛て提出すること。

なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

上記の輸入については事実を確認するに至らなかった。

※確認番号

※確認年月日

※経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

(裏 面)

※税関確認欄

(許可又は承認年月日及び押印)

輸入状況報告

船 積 日	到 着 日	B L 番 号 等	輸 入 数 量
輸入貨物が動物の場合で、通関するまでに死亡したものがいる場合には、原因について記してください。			

(注) 1 本申請書の大きさはA列4判縦長とすること。

2 「発行国／輸出許可書等番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書等の発行国及び番号

を記載すること。

- 3 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。
- 4 「ソースコード」欄には、輸出許可書等に記載されたソースコードを記載すること。
- 5 ※印のある欄には記入しないこと。